第六十一条の二の四第二項中「前項の許可」を「前項の規定による許可」に改め、同条第三項中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第四項中「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第五項中「許可を受けた」を「規定による許可を受けた」に、「いずれかの事由」を「事由のいずれか」に改め、同項第一号及び第二号中「処分」の下に「又は補完的保護対象者の認定をしない処分」を加え、同項第三号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「許可」を「規定による許可」に改め、同項第四号中「許可」を「規定による許可」に改め、同項第五号中「の申請」を「又は第二項の申請」に改める。

第六十一条の二の五中「、前条第一項の規定による許可」を「、前条第一項の規定による許可」に、「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改め、同条第一号中「許可」を「規定による許可」に、「第八号まで」を「第九号まで」に改め、同条第二号中「許可」を「規定による許可」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第四号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の六第一項中「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第二項中「の申請」を「又は第二項の申請」に、「の許可」を「の規定による許可」に改め、同条第三項中「の申請」を「又は第二項の申請」に、「の許可」を「の規定による許可」に、「いずれかの事由」を「事由のいずれか」に改める。

第六十一条の二の七の見出し中「難民の認定」を「難民の認定等」に改め、同条第一項中「いずれかの事実」を「事実のいずれか」に改め、同項第二号中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第三項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加え、「又は」を「及び」に改め、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法務大臣は、本邦に在留する外国人で補完的保護対象者の認定を受けているものについて、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、その補完的保護対象者の認定を取り消すものとする。

一　偽りその他不正の手段により補完的保護対象者の認定を受けたこと。

二　難民条約第一条C(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつたこと、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、その者の国籍の属する国の保護を受けることを拒むことができなくなつたこと又はその者が国籍を有しない場合において、補完的保護対象者であると認められる根拠となつた事由が消滅したため、常居所を有していた国に戻ることができることとなつたこと。

三　補完的保護対象者の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

第六十一条の二の八の見出し中「難民の認定」を「難民の認定等」に改め、同条第一項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「同項の」の下に「規定による」を加える。

第六十一条の二の九第一項に次の三号を加える。

四　補完的保護対象者の認定をしない処分（難民の認定を受けていない場合に限る。）

五　第六十一条の二第二項の申請に係る不作為

六　第六十一条の二の七第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し

第六十一条の二の九第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項各号（第一号及び第五号を除く。）」に、「第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の」を「第六十一条の二第四項若しくは第五項又は第六十一条の二の七第三項の規定による」に改め、同条第六項の表第三十一条第一項ただし書の項中「難民」の下に「若しくは補完的保護対象者」を加える。

第六十一条の二の十第一項中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の十一の見出し中「難民」を「難民等」に改め、同条中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第六十一条の二の十三中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を、「難民旅行証明書」の下に「又は補完的保護対象者認定証明書」を加える。

第六十一条の二の十四第一項中「、難民の認定」の下に「、補完的保護対象者の認定」を、「難民の認定の取消し」の下に「、同条第二項の規定による補完的保護対象者の認定の取消し」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、第六十一条の二第一項又は第二項の申請をした外国人に対し質問をするに当たつては、特に、その心身の状況、国籍又は市民権の属する国において置かれていた環境その他の状況に応じ、適切な配慮をするものとする。

第七章の二中第六十一条の二の十四の次に次の一条を加える。

（難民の認定等を適正に行うための措置）

第六十一条の二の十五　法務大臣は、難民の認定及び補完的保護対象者の認定を専門的知識に基づき適正に行うため、国際情勢に関する情報の収集を行うとともに、難民調査官の育成に努めるものとする。

2　難民調査官には、外国人の人権に関する理解を深めさせ、並びに難民条約の趣旨及び内容、国際情勢に関する知識その他難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務を適正に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第六十一条の七、第六十一条の八第一項及び第六十一条の九第一項中「難民の認定」の下に「及び補完的保護対象者の認定」を加える。

第七十条第一項第八号の四中「許可」を「規定による許可」に改め、同項第九号中「難民の認定」の下に「又は補完的保護対象者の認定」を加える。

第七十二条第五号中「許可」を「規定による許可」に改め、同条第六号中「第六十一条の二の七第三項」を「第六十一条の二の七第四項」に、「又は難民旅行証明書」を「、難民旅行証明書又は補完的保護対象者認定証明書」に改める。

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「収容」を「容疑者の身柄に関する措置」に、「第四十四条」を「第四十四条の九」に、「第五十条」を「第四十九条」に、

「第三節の二	在留特別許可	（第五十条）	
第四節	退去強制令書の執行	（第五十一条―第五十三条）	
第五節	仮放免	（第五十四条・第五十五条）	
第六節	退去の命令	（第五十五条の二）	
第五章の二	被収容者の処遇		
第一節	収容の開始（第五十五条の三―第五十五条の十八―第五十五条の二十一―第五十五条の二十）		
第二節	金品の取扱い等	（第五十五条の二十一―第五十五条の三十）	
第三節	保健衛生及び医療	（第五十五条の三十一―第五十五条の四十六）	
第四節	規律及び秩序の維持	（第五十五条の四十七―第五十五条の五十四）	
第五節	外部交通	（第五十五条の五十五―第五十五条の六十七）	
第六節	不服申立て	（第五十五条の六十八―第五十五条の八十一）	
第七節	死亡	（第五十五条の八十二・第五十五条の八十三）	
第八節	出国命令	（第五十五条の八十四―第五十五条の八十八）	」
第五章の三			

に、「第六十一条の二の十五」を「第六十一条の二の十八」に改める。

第二条第十二号の二中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の二の十四第一項」を「第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六　入国者収容所等　入国者収容所又は第五十五条の三第一項の規定により設けられる収容場をいう。